

## 東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請対応等について

令和3年9月24日  
再処理廃止措置技術開発センター

### ○令和3年9月24日 面談の論点

- 資料1 東海再処理施設の安全対策の実施に係る全体スケジュールについて
- 資料2 工程洗浄の方法について
- 資料3 再処理施設の廃止措置計画(安全対策)の変更に伴う保安規定の変更に  
ついて
- その他

以上

## 東海再処理施設の安全対策の実施に係る全体スケジュールについて

## 【概要】

- 高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）の新規制基準を踏まえた安全対策については、施設の安全確保の観点から最優先に実施すべく、基本の方針に係る廃止措置計画の変更申請を概ね計画通り本年6月末に完了し、関連する工事の計画についても本年9月末の申請を以て完了する見通しである。
- 安全対策工事については、HAW・TVFの地震・津波対策を中心に進めており、工事の進捗に伴い具体的な工事スケジュールが明確になってきた。HAW・TVFの地震・津波対策以外についても、詳細設計や施工設計が進んできたことから、これらの情報を元に、工事に必要な期間や関連工事との取合い・エリア干渉などを考慮し、安全対策全体スケジュールの精度向上を図った。
- この結果、優先度の高い工事の多くはR4年度までに終了するものの、一部の工事については、R5年度まで期間を要することから、別紙1のとおり安全対策スケジュールの見直しを行う。

令和3年9月24日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 東海再処理施設の安全対策の実施に係る全体スケジュールについて

令和3年9月24日

再処理廃止措置技術開発センター

### 1. はじめに

- 高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）の新規制基準を踏まえた安全対策については、施設の安全確保の観点から最優先に実施すべく、基本的方針に係る廃止措置計画の変更申請を概ね計画通り本年6月末に完了し、関連する工事の計画についても本年9月末の申請を以て完了する見通しである。
- 安全対策工事については、HAW・TVFの地震・津波対策を中心に進めており、工事の進捗に伴い具体的な工事スケジュールが明確になってきた。HAW・TVFの地震・津波対策以外についても、詳細設計や施工設計が進んできたことから、これらの情報を元に、工事に必要な期間や関連工事との取合い・エリア干渉などを考慮し、安全対策全体スケジュールの精度向上を図った。
- この結果、優先度の高い工事の多くはR4年度までに終了するものの、一部の工事については、R5年度まで期間を要することから、別紙1のとおり安全対策スケジュールの見直しを行う。

### 2. 安全対策スケジュールの見直しについて

#### （1）（優先度Ⅰ）HAW、TVFの地震や津波対策工事について

優先度Ⅰの安全対策工事（7件、内1件は終了）について、5件についてはR4年度までに完了する見込みであるが「HAW周辺地盤改良工事」については工事の進捗などを踏まえ工事完了時期をR5年度に見直す。

【理由】HAW周辺地盤改良工事のうち、HAW南面については、既存の核物質防護設備と干渉することから、核物質防護設備を残置したまま地盤補強工事を実施する計画としていたが、工事の成立性について詳細な検討を進めた結果、核物質防護設備の機能を維持しつつ納期内（R3年度末）に工事を完了させることは困難であることが分かった。

HAW南面の核物質防護設備は優先度Ⅱ「事故対処設備配備場所地盤補強工事」に合わせてR4年度に移設する計画であることから、核物質防護設備の移設後に南面の地盤改良工事を実施することとし工事終了時期をR5年度に見直す。

なお南面以外の3面（東、西、北面）は計画通りR3年度中に完了する見通しであり、これにより設計用地震に対するHAWの耐震強度は大幅に改善される見通し。

(2) (優先度Ⅱ) 重大事故対処関連工事について

優先度Ⅱの安全対策工事(5件)について、4件についてはR4年度までに完了する見込みであるが「事故対処設備配備場所地盤補強工事」については、工事準備の進捗状況を踏まえ、工事完了時期をR5年度に見直す。

【理由】事故対処設備配備場所には、現在、既存の事故対処資機材が配備されていることから、まず初めに現在配備している事故対応資機材を一時的に移動した後、R4年度初めより事故対処設備配備場所の地盤補強工事に着手する予定である。これまでに行った事故対処の有効性評価を踏まえ、事故対処をより確実にする観点から地下式貯油槽を設置するなど追加の対策を講じるため、地盤補強工事に2年程度を要する見通しであり、工事完了がR5年度となる予定である。

なお、工事期間中も、現在所有している事故対処設備については、使用できる状態を維持し必要な安全性を確保する。

(3) (優先度Ⅲ) HAW、TVFのその他事象に対する安全対策

優先度Ⅲの安全対策工事(7件)のうち、「HAW建家の竜巻工事」についてはR4年度までに完了する見込みであるが、それ以外の工事については、工事の完了時期がR5年度となる。

【理由】HAW、TVFに係る安全対策工事は、HAW、TVF建家周辺の狭小部に作業エリアが集中している。当該区域で実施する工事について、安全対策の優先度Ⅰの地震・津波対策工事を優先的に進めていることから、作業エリア(ヤード)や工事期間の干渉を考慮すると、TVF建家の竜巻対策工事、外部火災対策工事の終了はR5年度となる。

HAW、TVFの内部火災・溢水対策工事については、主に施設内部で実施する対策であるが、電源や冷却水系の供給停止を伴う工事を含むことから、ガラス固化処理運転に安全上の影響がないように、運転を行わない時期に分割で工事を実施する計画とし、工事完了時期をR5年度に変更する。

以上





## 工程洗淨の方法について

## 【概要】

- 東海再処理施設は、再処理設備本体等の一部の機器に回収可能核燃料物質が残存した状態である。このため、「核燃料サイクル工学研究所(再処理施設)の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」を踏まえ、工程洗淨を実施し、回収可能核燃料物質を再処理設備本体等から取り出し、リスクを低減(集約・安定化)する。
- 工程洗淨では、再処理運転(ウラン及びプルトニウムの分離)を行わず、工程で使用する設備は必要最小限として、リスク低減を念頭に安全かつ可能な限り早期に完了する方法とする。回収可能核燃料物質のうち、せん断粉末及びプルトニウム溶液は高放射性廃液に集約する。また、ウラン溶液は、ウラン粉末として安定化する。

令和3年10月4日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 工程洗淨の方法について

### 1. はじめに

東海再処理施設は、再処理運転の再開を予定していた状態で廃止措置に移行したことにより、再処理設備本体等の一部の機器に回収可能核燃料物質が残存した状態である。今後実施する系統除染・機器解体作業に向けて、「核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」を踏まえ、回収可能核燃料物質を再処理設備本体等から取り出し、リスクを低減するための工程洗淨を実施する。

### 2. 工程洗淨の方法

工程洗淨では、ウラン及びプルトニウムの新たな分離抽出は行わず、また、工程で使用する設備は必要最小限として、リスク低減を念頭に安全かつ可能な限り早期に完了する方法とする。これまで検討してきた工程洗淨の方法について概要を以下に示す（図-1 参照）。

#### (1) 使用済燃料せん断粉末等

せん断粉末は、粉末の状態での核燃料物質の計量が困難であることから濃縮ウラン溶解槽で溶解し、核燃料物質の計量を行う。その後、高放射性廃液貯槽に送り集約した後、高放射性廃液と合わせてガラス固化処理する。濃縮ウラン溶解槽でのせん断粉末の溶解では、複数回に分けてせん断粉末を少量ずつ扱うことでリスク（沸騰及び水素爆発による異常放出の防止）を低減する。また、工程内の洗淨液、分析所（CB）の分析試料等についてもせん断粉末と同様に高放射性廃液貯槽に送り集約した後、高放射性廃液と合わせてガラス固化処理する。

なお、上記のせん断粉末の溶解液等は、送液時に抽出器及び高放射性廃液蒸発缶を経由するが、ウラン及びプルトニウムの分離操作や蒸発濃縮を行わない。

#### (2) プルトニウム溶液

プルトニウム溶液は、リスク低減へ向けた取り組みとして行った「プルトニウム溶液の固化・安定化処理（2014年4月から2016年7月）」の際に、通常の操作では回収できない送液残液として残ったものである。工程洗淨では、希釈、回収を繰り返し高放射性廃液貯槽に送り集約した後、高放射性廃液と合わせてガラス固化処理する。

#### (3) ウラン溶液及びウラン粉末

ウラン溶液は、保有量が多く廃棄することは現実的でなく、ウラン脱硝施設（DN）の脱硝工程でウラン粉末として安定化し、分離精製工場（MP）のウラン粉末とともに第三ウラン貯蔵所で保管する。

工程洗淨では、せん断粉末を少量ずつ扱うことで主排気筒から一度に放出される放射エネルギーを抑え、環境への放出リスクを低減するとともに、設備・機器等の健全性確認を確実に



行い誤操作防止に係る教育等を実施し異常な放出を防止するよう取り組む。この結果、工程洗浄において発生する環境へ放出される放射能は、廃止措置計画に定めた放出管理目標値よりも十分低くなる見通しである。

3. 廃止措置計画の変更認可申請時期及び工程洗浄の実施時期

工程洗浄に係る廃止措置計画の変更認可申請時期及び工程洗浄の実施時期を表-1 に示す。工程洗浄に係る廃止措置計画の変更認可申請については、令和 3 年 12 月頃に行い、設備点検及び運転員の教育等を行い、令和 4 年 3 月に工程洗浄に着手する計画である。

工程洗浄は、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の安全性向上対策工事と並行して行うことになるため、人員を確保した上でリスクの高い順に (せん断粉末→プルトニウム溶液→ウラン溶液等) 行う計画である。

4. 廃止措置計画の変更認可申請の骨子

工程洗浄に係る廃止措置計画の変更認可申請の骨子を別添 1 に示す。工程洗浄に係る廃止措置計画の変更認可申請には、工程洗浄の方法、実施時期、実施体制及び安全性等について記載する。

以上



表-1 廃止措置計画の認可変更申請及び工程洗浄の実施時期(案)

| 項目                 | 令和3年度     |    |               |      |   |             | 令和4年度    |   |          |    |   |    | 令和5年度 |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|--------------------|-----------|----|---------------|------|---|-------------|----------|---|----------|----|---|----|-------|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
|                    | 10        | 11 | 12            | 1    | 2 | 3           | 4        | 5 | 6        | 7  | 8 | 9  | 10    | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 1.廃止措置計画の認可変更申請    |           |    | ▽             |      |   |             |          |   |          |    |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 2.工程洗浄準備<br>及び実施期間 | (1)せん断粉末  |    |               |      |   |             |          |   |          |    |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|                    | 設備点検、作動確認 |    |               |      |   |             |          |   |          |    |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|                    |           |    |               | 教育訓練 |   |             | せん断粉末の処理 |   |          | 洗浄 |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| (2)プルトニウム溶液        |           |    |               |      |   |             |          |   |          |    |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 設備点検               |           |    | 設備点検、作動確認     |      |   |             |          |   |          |    |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|                    |           |    | 教育訓練          |      |   | プルトニウム溶液の処理 |          |   | 洗浄       |    |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| (3)ウラン溶液、<br>ウラン粉末 |           |    |               |      |   |             |          |   |          |    |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 設備点検               |           |    | 設備点検、作動確認     |      |   |             |          |   |          |    |   |    |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|                    |           |    | ウラン粉末のポット移し替え |      |   | 教育訓練        |          |   | ウラン溶液の処理 |    |   | 洗浄 |       |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

## 《工程洗浄に係る廃止措置計画変更認可申請の骨子》

### 【本文】十. 廃止措置の工程

- ・作業の工程（スケジュール）

### 【本文】十二 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期

- ・工程洗浄の基本方針

### 【添付書類】十. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書

1. 工程洗浄の概要
2. 工程内に残存している核燃料物質の場所、量及び形態について
  - ・本文の表12-1に示した核燃料物質の詳しい内訳・由来、性状（化学形態、放射エネルギー・質量、組成、管理状況）及びその所在
3. 工程洗浄の方針
  - ・再処理（ウラン及びプルトニウムの分離）をしないという方針
  - ・核燃料物質ごとの集約方法（廃棄又は回収）の考え方
4. 工程洗浄の方法
  - 4.1 工程洗浄の手順
    - ・核燃料物質の集約方法についての具体的なプロセス
  - 4.2 工程洗浄の目標
    - ・工程洗浄の作業完了の確認の方法
5. 工程洗浄に伴い発生する放射性廃棄物の量
  - 5.1 放射性気体廃棄物の量
    - ・過去の実績から算出した工程洗浄（せん断粉末の溶解）に伴い放出される放射性気体廃棄物の量及びその監視・管理方法
  - 5.2 放射性液体廃棄物の量
    - ・過去の実績から算出した工程洗浄に伴い放出される放射性液体廃棄物の量及びその監視・管理方法
6. 工程洗浄の安全性について
  - ・崩壊熱除去機能及び水素掃気機能が喪失した場合の時間裕度について
  - ・核燃料物質の送液経路の安全性
  - ・核燃料物質を現有する高放射性廃液に集約した場合のガラス固化体への影響
7. 工程洗浄の実施時期
  - ・せん断粉末、プルトニウム溶液及びウラン溶液の集約時期及び考え方
8. 工程洗浄の実施体制
  - ・せん断粉末、プルトニウム及びウラン溶液の集約時の体制について
9. 核燃料物質の集約後の設備管理
  - ・工程洗浄の実施により合理化が期待される設備管理
10. トラブルへの対処
  - ・想定される不具合等への対処方法

## 再処理施設の廃止措置計画(安全対策)の変更に伴う

## 保安規定の変更について

## 【概要】

- 再処理施設の安全対策の基本設計については、令和2年5月29日、令和2年8月7日、令和2年10月30日、令和3年2月10日及び令和3年6月29日における廃止措置計画変更認可申請をもって申請を完了した。  
今後、これらの廃止措置計画で示した安全対策に基づいて再処理施設の保安活動を展開するために、保安規定の変更申請を行う計画である。
- 安全対策に係る計画策定等の管理や工事等を必要とし配備が完了していない性能維持施設も含め、全ての事項を令和3年12月に一括して申請し、安全対策に係る管理や性能維持施設としての適用は、工事完了や配備後とすることを附則に明記することで対応する計画とした。
- 安全対策に係る保安規定変更スケジュールを別表1に示す。また、廃止措置計画に示した安全対策の保安規定等への反映に抜けがないよう関連を整理した表を別表2に示す。

令和3年9月24日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

保安規定変更スケジュール

| 項目     | 変更概要  | 令和 3 年度   |    |    |    |   |   | 令和 4 年度 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|--------|---|---|----|----|----|---|---|---------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
|        |   | 9   | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3       | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 保安規定変更 | <p>○安全対策に係る廃止措置計画に係る変更申請に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条文に安全対策に係る事項の計画策定等の管理を追加<br/>(火災防護計画の策定、津波防護措置の管理等を追加する。)</li> <li>・ 安全対策に係る設備を性能維持施設として追加<br/>(工事等を必要とし、配備等が完了していない設備についても申請し、性能維持施設としての適用は、配備後とすることを附則に明記する。)</li> </ul> |   |    |    |    |   |   |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|        |   | <p>▼申請</p> <p>▼施行</p> <p>(例) 津波防護柵の管理</p> <p>配備後に適用</p> <p>(例) 津波防護柵の設置工事</p> |    |    |    |   |   |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

廃止措置計画に示した安全対策の保安規定等への反映 整理表

下線部は新規(仮称)

| 安全対策               | 保安規定(案)  | 共通要領(所・センター)(案)   | 個別要領書等(案)   |
|--------------------|--|---|---|
| 内部火災<br>(F01～F04)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>・第 56 条の 3(地震・火災発生時の措置)</li> <li>・第 56 条の 4(初期消火活動のための体制の整備)</li> <li>・第 53 条(保安訓練)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>火災防護計画</u></li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>TVF 固化セル内で BSM を用いた消火操作対応要領(訓練計画含む)</u></li> <li>・<u>複数系統電源ケーブル機能喪失時の予備ケーブル代替手順(訓練計画含む)</u></li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 195 条(定期事業者検査)第 2 項(第Ⅲ-18 表から第Ⅲ-21 表に掲げる性能維持施設)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理実施計画(設備保全整理表含む)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>火災防護設備の保全・検査要領(資機材の管理含む)</u></li> </ul>  |
| 地震<br>(E01)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>・第 56 条の 3(地震・火災等発生時の措置)</li> <li>・第 160 条(高放射性液体廃棄物の貯蔵)</li> </ul>                            | <p style="text-align: center;">—</p>  | <p style="text-align: center;">—</p>  |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 160 条(高放射性液体廃棄物の貯蔵)</li> </ul>   | <p style="text-align: center;">—</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高放射性廃液の液量管理手順</u></li> </ul>   |
| 津波<br>(T01～T07)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>・<u>第 56 条の○(津波防護措置)</u></li> <li>・第 53 条(保安訓練)</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>漂流物防護柵設置範囲内において漂流物となりうる車両等の管理要領</u></li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建家内浸水時の排水要領</u></li> <li>・<u>大津波警報発令時の浸水防止扉対応要領(訓練計画含む)</u></li> <li>・<u>TVF 飲料水配管浸水防止バルブ操作要領</u></li> <li>・<u>制御室における津波の監視手順(訓練計画含む)</u></li> </ul> |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 195 条(定期事業者検査)第 2 項(第Ⅲ-18 表から第Ⅲ-21 表に掲げる性能維持施設)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理実施計画(設備保全整理表含む)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>漂流物防護柵等の保全・検査要領(資機材の管理含む)</u></li> </ul>   |
| 火山事象<br>(V01, V02) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>・<u>第 56 条の△(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u></li> <li>・第 53 条(保安訓練)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>降下火砕物確認時の対応要領</u></li> <li>・<u>事故対策手順</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>降下火砕物影響防護手順(訓練計画含む)</u></li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 195 条(定期事業者検査)第 2 項(第Ⅲ-18 表から第Ⅲ-21 表に掲げる性能維持施設)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理実施計画(設備保全整理表含む)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>降下火砕物除去用資機材の保全・検査要領(資機材の管理含む)</u></li> </ul>   |

| 安全対策              | 保安規定(案)   | 共通要領(所・センター)(案)   | 個別要領書等(案)  |
|-------------------|---|---|--|
| 竜巻<br>(H01～H04)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>・第 56 条の△(その他自然災害発生時等の体制の整備)</li> <li>・第 53 条(保安訓練)</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物となりうる車両、資機材、構築物の管理要領</li> <li>・竜巻による外壁等施設損傷時の補修要領</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な安全機能を担う設備損傷時の対応要領(訓練計画含む)</li> </ul>  |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 195 条(定期事業者検査)第 2 項(第三-18 表から第三-21 表に掲げる性能維持施設)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理実施計画(設備保全整理表含む)</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護板等の保全・検査要領(資機材の管理含む)</li> </ul>  |
|                   | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設定期(自主)検査等一覧</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻による損傷時の補修用資機材管理要領</li> </ul>   |
| 外部火災<br>(W01～W05) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 17 条(施設管理課長)<br/>(4)保全区域(核管課所掌分を除く)及び防火帯の管理に係る業務</li> <li>・第 53 条(保安訓練)</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防護計画</li> <li>・所)消防計画</li> <li>・再処理施設定期(自主)検査等一覧</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火帯の管理要領</li> <li>・消防隊による森林火災発生時の対応要領(訓練計画含む)</li> </ul>   |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>・第 56 条の 3(地震・火災発生時の措置)</li> <li>・第 56 条の 4(初期消火活動のための体制の整備)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防護計画</li> <li>・所)消防計画</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火帯周辺への可燃物設置管理要領</li> <li>・入所する輸送車両の防火管理要領</li> <li>・外部火災の再評価要領</li> <li>・草木の管理要領</li> </ul>   |
| 溢水<br>(001～007)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>・第 56 条の□(内部溢水発生時等の体制の整備)</li> <li>・第 53 条(保安訓練)</li> </ul>             | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下スラブに排水された溢水の後処理手順</li> <li>・配管分岐室(A024, A025)における蒸気配管漏えい発生時の対応手順(訓練計画含む)</li> <li>・浄水等漏えい箇所近傍弁操作手順</li> <li>・固化セル(R001)内蒸気配管等漏洩時の対応手順</li> </ul> |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 195 条(定期事業者検査)第 2 項(第三-18 表から第三-21 表に掲げる性能維持施設)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理実施計画(設備保全整理表含む)</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・溢水対策設備の保全・検査要領</li> </ul>  |
| 制御室<br>(C01～C04)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>・第 56 条の 5(重大事故等の体制の整備)</li> <li>・第 53 条(保安訓練)</li> </ul>               | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス防護のための外気流入防止措置手順(訓練計画含む)</li> </ul>  |



| 安全対策                     | 保安規定(案)  | 共通要領(所・センター)(案)  | 個別要領書等(案)  |
|--------------------------|--|--|--|
| 制御室<br>(C01～C04)<br>(続き) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>第 56 条の 5(重大事故等の体制の整備)</li> </ul>                       | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな化学物質を使用する場合の管理要領</li> <li>事故時の制御室機能集約対応手順</li> </ul>   |
|                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 195 条(定期事業者検査)第 2 項(第Ⅲ-18 表から第Ⅲ-21 表に掲げる性能維持施設)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理実施計画(設備保全整理表含む)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型設備、制御室パラメータ監視・屋外監視システムの保全・検査要領</li> </ul>  |
| 事故対処<br>(A01～A12)        | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者防災計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸発乾固と事故対処に係る反映</li> <li>事故発生 6 日後までの体制・支援計画)</li> </ul> </li> </ul> | —  |
|                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</li> <li>第 56 条の 5(重大事故等の体制の整備)</li> <li>第 53 条(保安訓練)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事故対処手順</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事故対処設備の実効性の検証計画(訓練計画含む)</li> <li>可搬型設備を用いた測定手順</li> <li>事故対処の継続的な訓練計画</li> <li>地震・津波以外のその他の事象への対応要領(訓練計画含む)</li> <li>事故対処の体制整備要領(訓練計画含む)</li> <li>予備貯槽(272V36)に遅延対策のための水貯留管理手順</li> <li>純水貯槽(G85V20)に遅延対策のための水貯留管理手順</li> <li>全電源喪失時の TVF 濃縮停止操作に用いる希釈水の管理要領</li> </ul> |
|                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 195 条(定期事業者検査)第 2 項(第Ⅲ-18 表から第Ⅲ-21 表に掲げる性能維持施設)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理実施計画(設備保全整理表含む)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型事故対処設備の保全・検査要領</li> </ul>  |

東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール(案)

令和3年9月24日  
再処理廃止措置技術開発センター

| 面談項目<br>(下線:次回変更審査案件)                 |  | 令和3年  |     |      |      |      |     |      |      |     |      |      |      |     |     |     |    |
|---------------------------------------|--|---|-----|------|------|------|-----|------|------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|----|
|                                       |  | 7月  |     |      |      |      | 8月  |      |      | 9月  |      |      |      | 10月 |     |     |    |
|                                       |  | ~2日   | ~9日 | ~16日 | ~23日 | ~30日 | ~6日 | ~20日 | ~27日 | ~3日 | ~10日 | ~17日 | ~24日 | ~1日 | ~8日 |     |    |
| <b>廃止措置計画変更認可申請に係る事項</b>              |  |   |     |      |      |      |     |      |      |     |      |      |      |     |     |     |    |
| 安全対策                                  | 津波による<br>損傷の防止   | ○TVF浸水防止扉の耐震補強<br>設計及び工事の計画   |     |      |      |      | ▼29 |      | ▼19  | ◆24 |      |      |      | ▽24 |     |     |    |
|                                       | 事故対処   | ○事故対処設備の<br>保管場所の整備<br>(アクセスルートの検討)<br><br>○PCDF斜面補強<br>設計及び工事の計画<br>(機電設備) |     |      |      | ▼20  |     | ▼5▼6 | ▼19  | ◆24 |      |      | ▼15  |     |     |     |    |
|                                       | 内部火災   | ○代替措置の有効性<br><br>○HAW内部火災対策工事<br>設計及び工事の計画<br>○TVF内部火災対策工事<br>設計及び工事の計画     |     | ◆5   |      |      | ▼29 |      | ▼19  | ▼20 | ◆24  |      |      |     | ▽24 |     |    |
|                                       | 漏水   | ○HAW漏水対策工事<br>設計及び工事の計画<br>○TVF漏水対策工事<br>設計及び工事の計画                          |     |      |      |      |     |      | ▼19  | ◆24 |      |      |      |     | ▽24 |     |    |
|                                       | その他<br>/工事進捗   | ○安全対策工事の進捗  |     | ▼8   |      | ▼20  | ▼29 | ▼6   | ▼19  | ◆24 |      |      |      |     | ▽24 | ▽30 | ◇4 |
|                                       | 保安規定変更   |   |     |      |      |      |     |      |      |     |      |      |      |     | ▽24 | ▽30 | ◇4 |
| LWTFの計画変更<br>セメント固化設備及び<br>硝酸根分解設備の設置 | ○運転に向けた今後の対応につ<br>いて<br>○実証プラント規模試験の実施と<br>硝酸根分解技術の再評価<br>○セメント固化設備の技術的成立<br>性について(4/20面談資料の改<br>訂)<br>○実証規模プラント試験の計画に<br>ついて<br>○LWTFにおける外部事象に関する<br>評価について | ▼29   | ◆5  |      |      |      |     |      |      |     |      | ▼2   |      |     | ▼22 |     |    |
| 工程洗浄                                  |  | ▼29   | ◆5  |      |      |      |     | ▼5   |      |     |      | ▼2   |      | ▼15 | ▽24 | ▽30 | ◇4 |
| その他                                   | ○TVF保管能力増強に係る<br>一部補正<br>○その他の設工認・報告事項   |   |     |      |      |      |     | ▼5   |      |     |      |      |      |     | ▽24 |     |    |
| <b>廃止措置の状況</b>                        |  |   |     |      |      |      |     |      |      |     |      |      |      |     |     |     |    |
| ガラス固化処理の進捗状況                          | 進捗状況は適宜報告  | ▼29   | ◆5  | ▼8   | ▼13  |      | ▼29 |      | ▼19  | ◆24 | ▼1   | ▼8   | ▼15  | ▼22 | ▽30 | ◇4  |    |

▽:面談 ◇:監視チーム会合